

第2回

中国模倣被害実態アンケート調査結果

2003年2月18日

JETRO 北京センター / 在中国日本商工会議所

経済産業省特許庁

1. 調査の目的

本調査は、拡大する中国の模倣品(ニセモノ)問題の実態について、現地進出日系企業の被害状況を明らかにし、日本政府及び関連団体等における今後の模倣対策の取組みを強化・検討する際の基礎データとすべく実施したものである(2001年11月の第1回調査に続き今回が2回目)。

調査期間は、2002年12月20日～2003年1月10日、全中国の各都市に組織されている日本商会、日本人クラブ等に参加している現地日系製造業を中心に2,917社に対して実施した。(回答企業数は448社)

なお、本調査は経済産業省・特許庁の委託を受けて、JETRO北京センターと在中国日本商工会議所が共同で行ったものである。

2. 回答結果

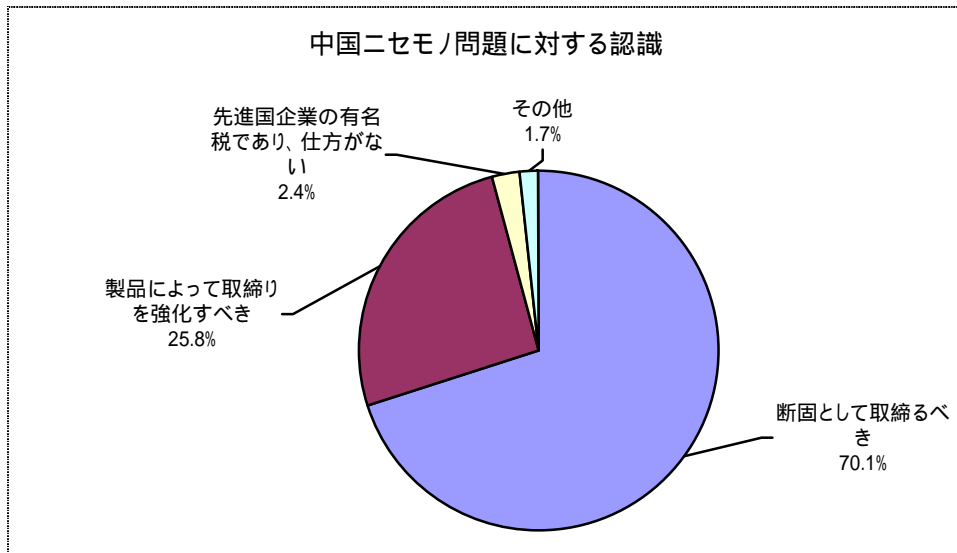
(1) 基本項目

回答企業数	448社(有効回答418社、有効回答率14.3%)	
所在地別内訳	北京市 62	上海市 71
	重慶市 7	天津市 47
	遼寧省 56	湖北省 2
	山東省 16	江蘇省 42
	安徽省 1	湖北省 4
	四川省 14	浙江省 17
	福建省 10	広東省 80
	香港 14	その他 5
業種別内訳	機械製造業	57
	電子・電気製造業	137
	繊維・雑貨製造業	36
	食品・化学・医薬製造業	40
	陶磁器製造業	2
	その他製造業	127
	卸売業	9
	小売業	5
	サービス業	23
	無回答	12
本社資本金別内訳	5千万円未満	32
	5千万円以上1億円未満	32
	1億円以上3億円未満	62
	3億円以上	303
	無回答	19
進出形態別内訳	中国企業との合弁企業	168
	他国企業との合弁企業	23
	日本企業だけの現地法人	199
	その他	36
	駐在員事務所	8
	米国独資	1
	OEM	4
	無回答	9

(2) 各設問に対する回答(全31問)

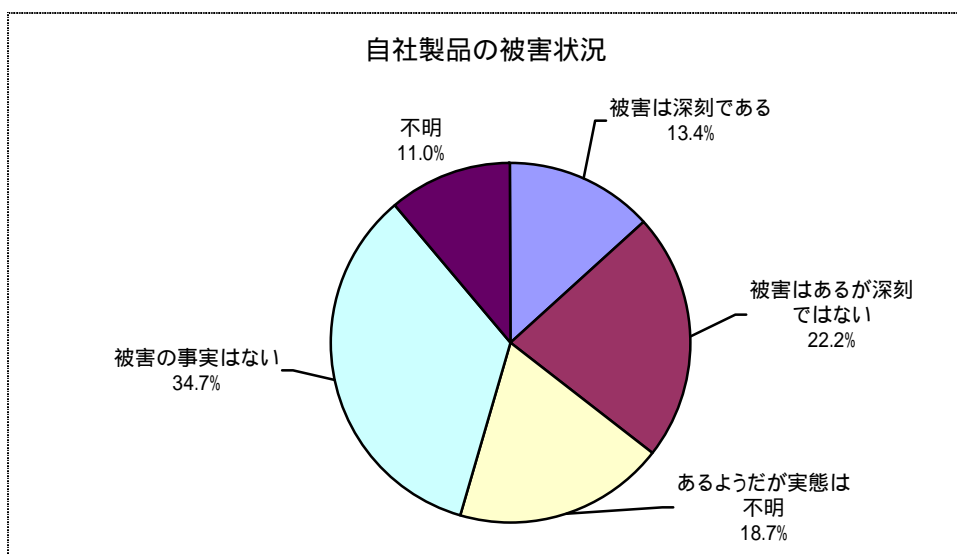
問1. 中国のニセモノ問題についての認識

「断固として取締るべき」(70.1%、前回調査比 7.6 ポイント増)「製品によっては取締りを強化すべき」(25.8%、同 4.3 ポイント減) を合わせると 95.9% (同 3.3%ポイント増)にものぼり、日系企業全体に「ニセモノを放置してはならない」とする強い認識があると言える。



問2. 自社製品のニセモノ被害状況

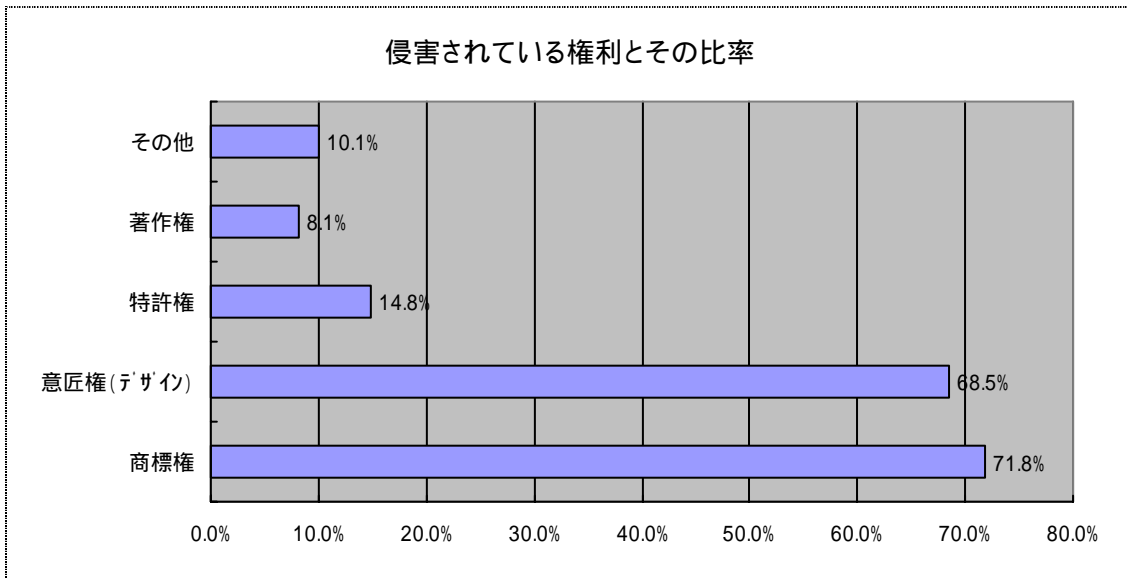
「被害は深刻である」とする企業は 13.4% (前回比 2.8 ポイント減)「被害はあるが深刻ではない」とする企業は 22.2% (同 7.6 ポイント増)であり、ニセモノの事実を把握しているのは 35.6% (同 4.8 ポイント増)。「あるようだが実態は不明」とする企業 18.7%(同 4.5 ポイント減)を合わせると、54.3% (同 0.3 ポイント増)の企業が、何らかのニセモノ被害にあっている。業種別に被害は深刻とするのは、機械 21.6%、食品・化学 15.4%、電子・電気 15.1%。



(注) 以下問3～28は、問2で「被害あり」とする企業(149社)が回答。

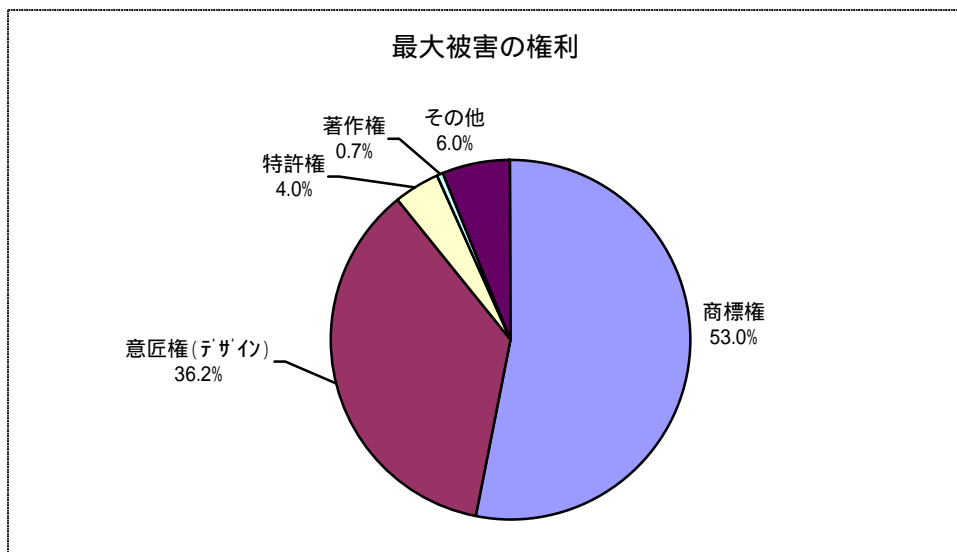
問3. 侵害されている知的財産権の種類

侵害されている権利は、商標権 71.8% (前回比 2.6 ポイント増) 意匠権 68.5% (同 1.6 ポイント減) に集中。模倣品が依然としてデザインや商標を盗用し本物に似せたいわゆるデッドコピー品であることを示している。また、技術の中核をなす特許権侵害は 14.8% (同 10.4 ポイント減) と昨年に比べて大きく減少した。



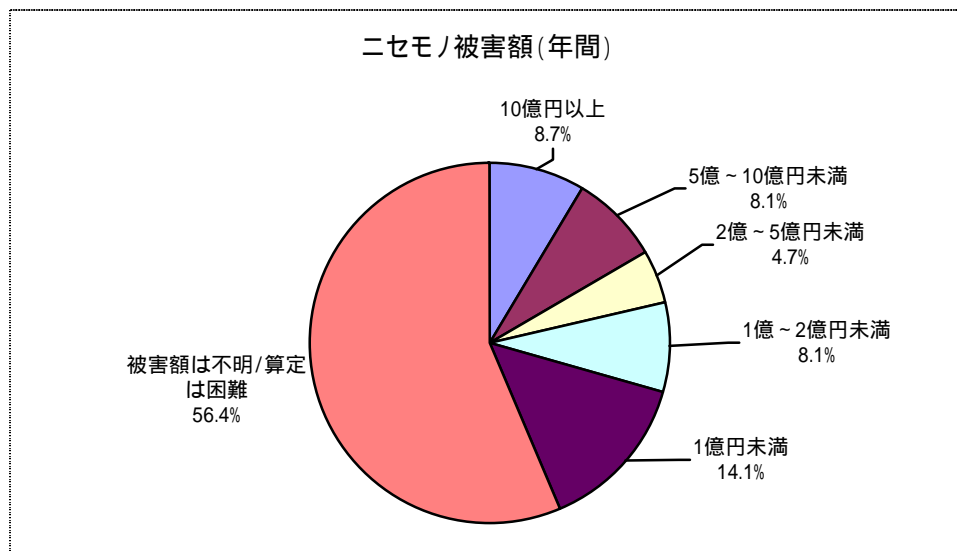
問4. ニセモノ被害の最も大きな知的財産権

一方、被害の大きさで言うと、商標権の被害が 53.0% (前回比 1.8 ポイント増) と最大。以下、意匠権 36.2% (同 2.7 ポイント増) 特許権 4.0% (同 3.7 ポイント減) 著作権 0.7% (同 0.3 ポイント減) その他 6.0%



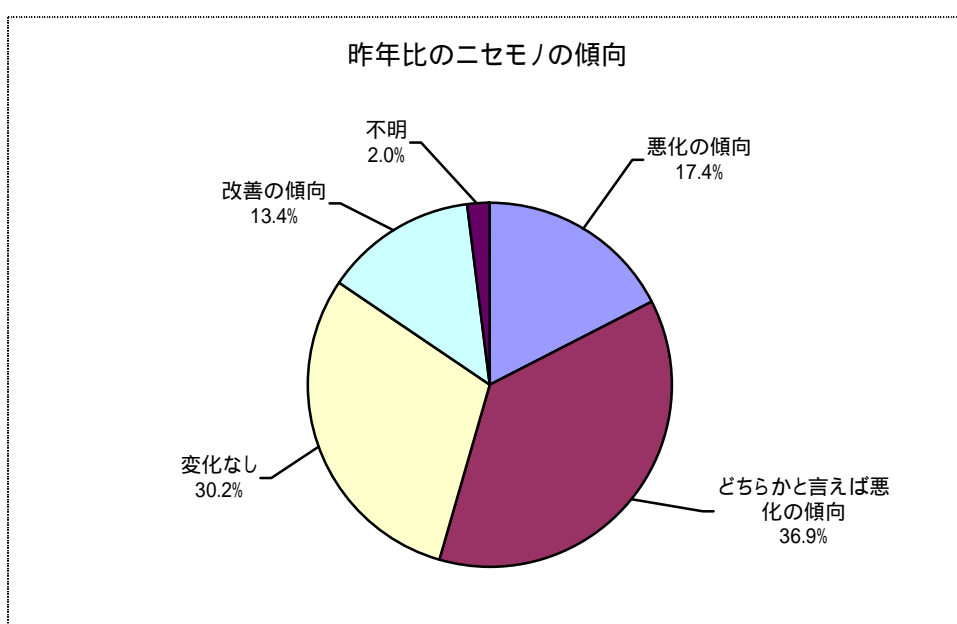
問5 . ニセモノによる年間被害額

ニセモノによる真正品の売上損失が10億円以上とする企業は8.7%(前回比1.9ポイント減)、1億円以上とする企業は全体の29.5%(同1.8ポイント減)。一方、被害額の算定は不明/困難とする企業は56.4%(同2.1ポイント増)と、依然半数を超えており、ニセモノ被害の把握の難しさを示している。



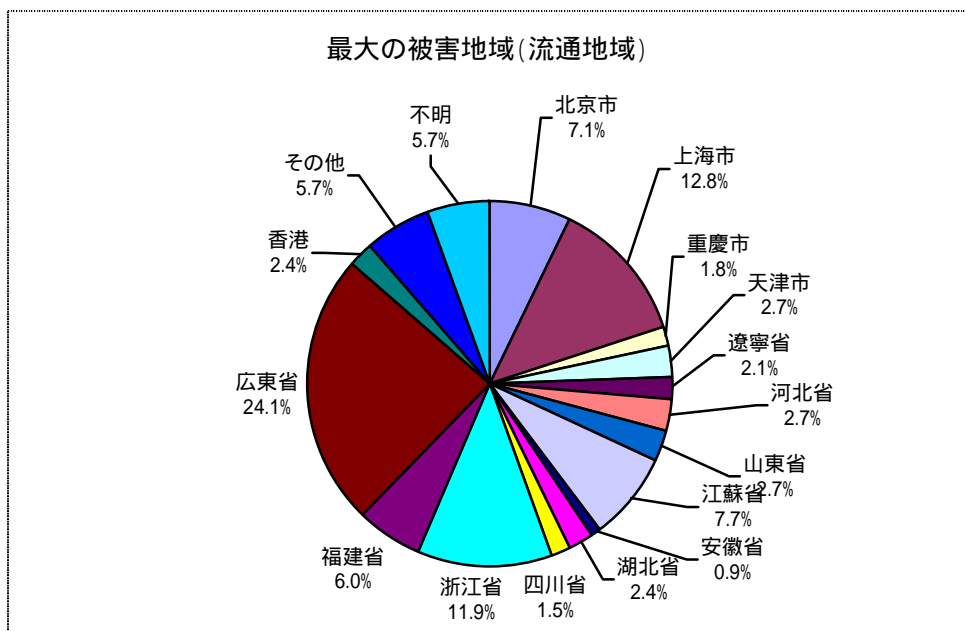
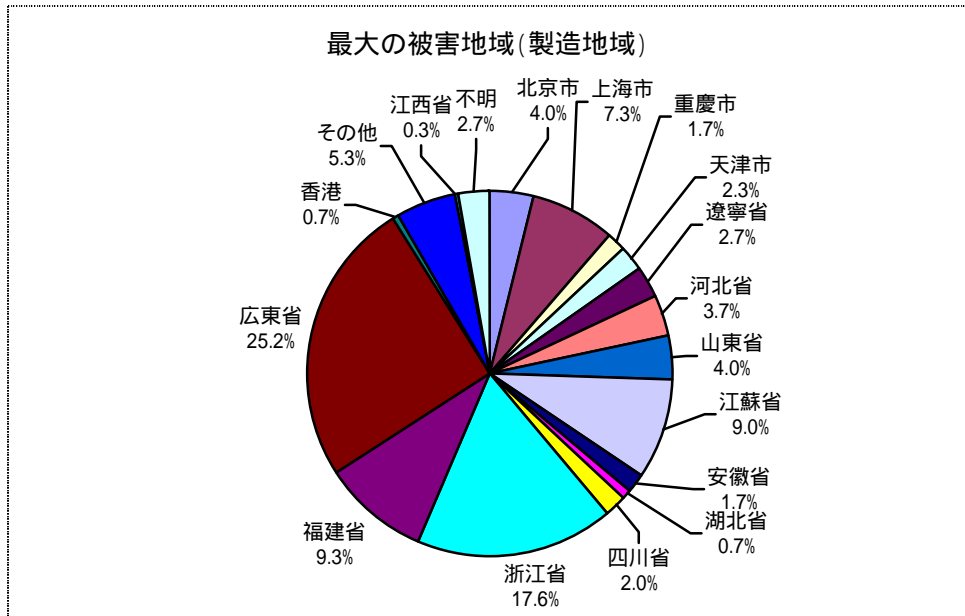
問6 . 昨年と比較したニセモノ被害の状況

「悪化の傾向」(17.4%、前回比6.8ポイント減)、「どちらかといえば悪化の傾向」(36.9%、同10.4ポイント増)を合わせると、半数以上の企業がニセモノ被害は悪化傾向にあるとしている。一方、「改善の傾向」と見ている企業は13.4%(同4.7ポイント増)と増加傾向にあるものの、中国政府によるニセモノ取締り強化策の効果が未だはっきりと現れていないことを示す結果と言える。



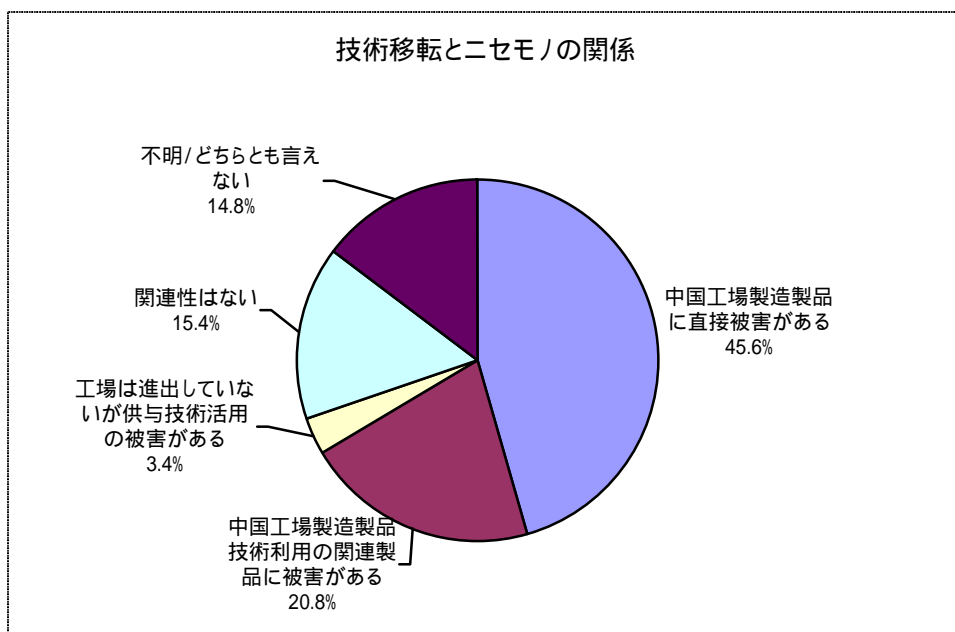
問7. 最大の被害地域 (ワースト3 選択。今回調査より新設)

ニセモノの被害地域について、製造拠点は広東省 (25.2%)、浙江省 (17.6%)、福建省 (9.3%) がワースト3に、また流通拠点では広東省 (24.1%)、上海市 (12.8%)、浙江省 (11.9%) がそれぞれワースト3となっている。



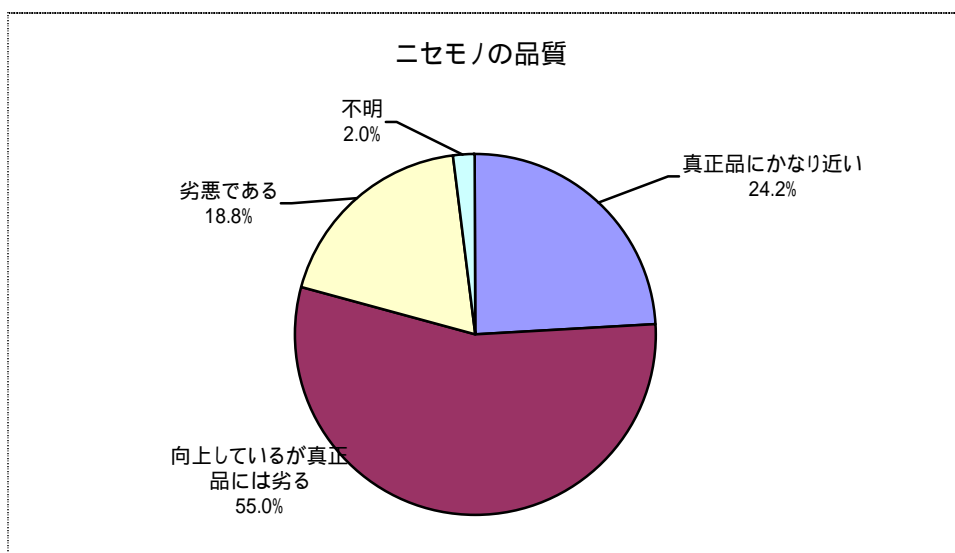
問 8 . 中国への工場進出の技術移転とニセモノ被害の関連性

「中国工場で生産している製品へ直接の被害がある」とする企業は 45.6%（前回比 3.9 ポイント増）、「中国製造製品技術又は供与技術に被害がある」とする企業は 20.8%（同 4.0 ポイント増）であるのに対し、「技術移転と関連性はない」とする企業は 15.4%（同 5.2 ポイント減）。技術移転とニセモノとは、かなり相関関係があると言える。今後中国への投資、生産活動を計画している企業にとっては、十分な予防措置と対策が必要であることを示している。



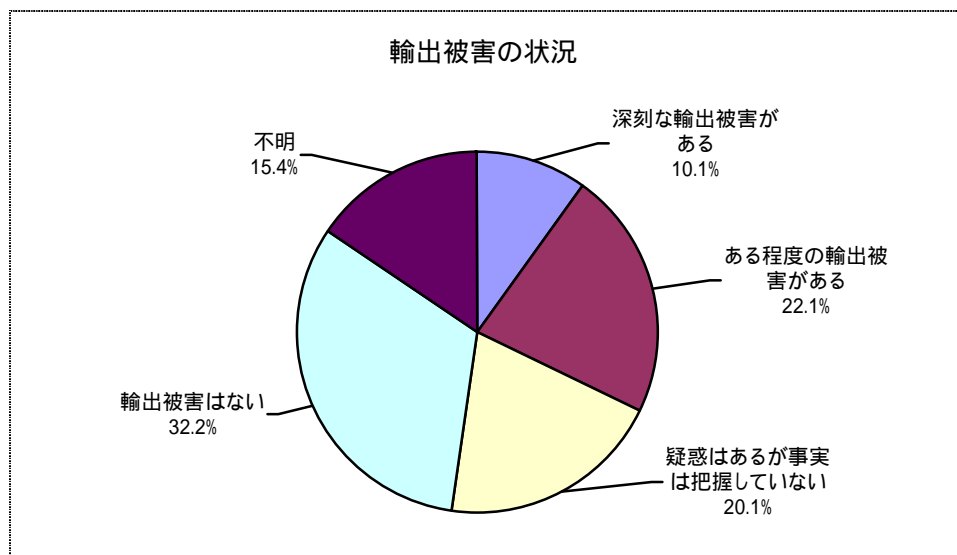
問 9 . 中国製ニセモノの品質

「真正品にかなり近い」とした企業は 24.2%（前回比 3.4 ポイント減）、真正品には及ばないが「向上している」と回答した企業は 55.0%（同 0.7 ポイント減）。前回比で減少傾向にあるもの、ニセモノ業者の技術力が相当程度向上してきているのは間違いのない。



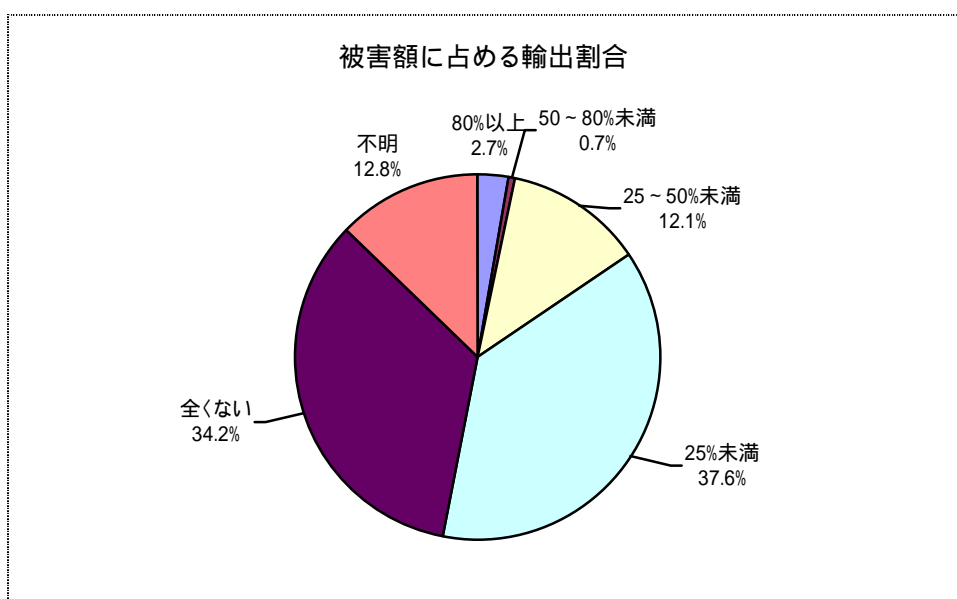
問 10 . 中国製ニセモノの輸出状況

「深刻な輸出被害がある」とする企業は 10.1%(前回比 4.2 ポイント減)、「ある程度」(22.1%、同 4.1 ポイント増)、「疑惑あり」(20.1%、2.9 ポイント減)を含めると、半数を超える 52.3%(同 3.0 ポイント減)の企業が「輸出の被害がある」としている。前回比僅かながら減少しているとは言え、世界市場への広がりという事態の深刻さに変わりはない。



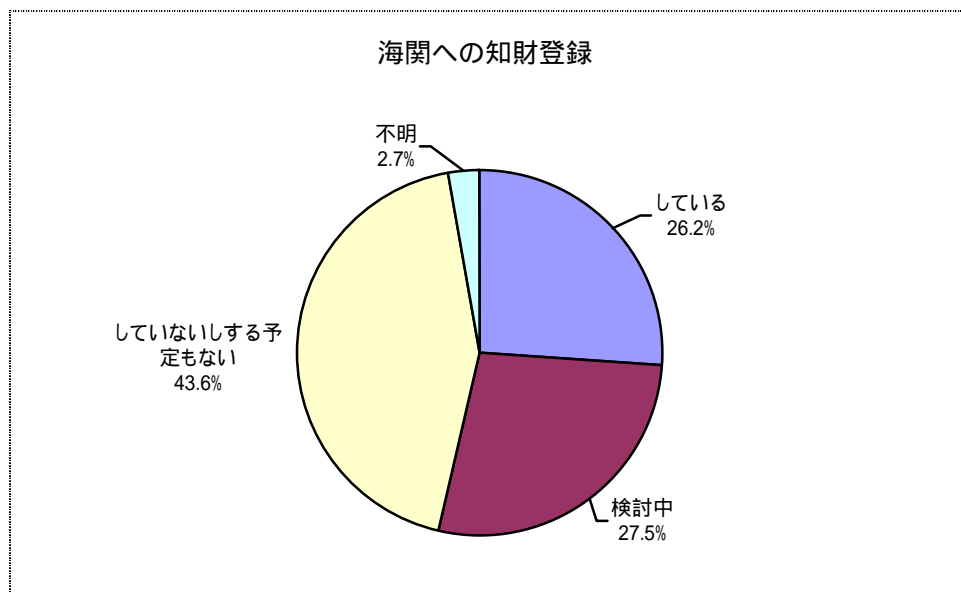
問 11 . 総被害に占める輸出被害の割合

ニセモノ被害全体に占める輸出被害の割合が 25%以上とする企業は 15.5%(前回比 4.6%ポイント減)であり、前問からも輸出被害はやや減少傾向にある。今後の対策強化により拡大を防ぎ得ると言うことが出来るかもしれない。



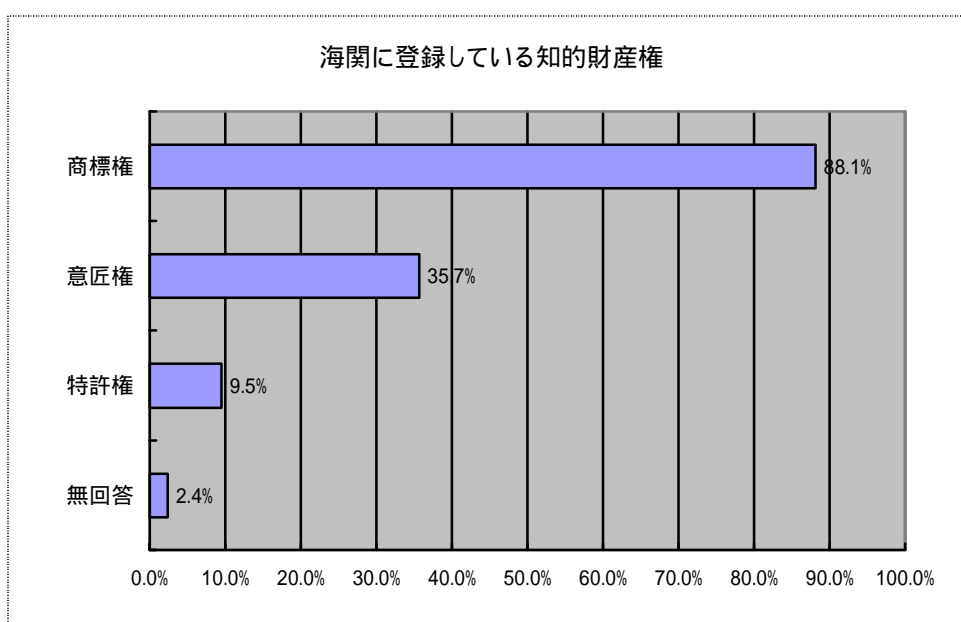
問 12 . 海関総署への知的財産権登録

輸出の差止めを行うための海関総署への知的財産権の登録を行っている企業は 26.2%（前回比 10.6 ポイント増）であり、1 年前に比べて大きく増加。このことも輸出被害減少につながってる要因かもしれない。一方、「検討中」とする企業は 27.5% であり、今後の被害拡大を防ぐ上からも積極的な対応が必要と思われる。



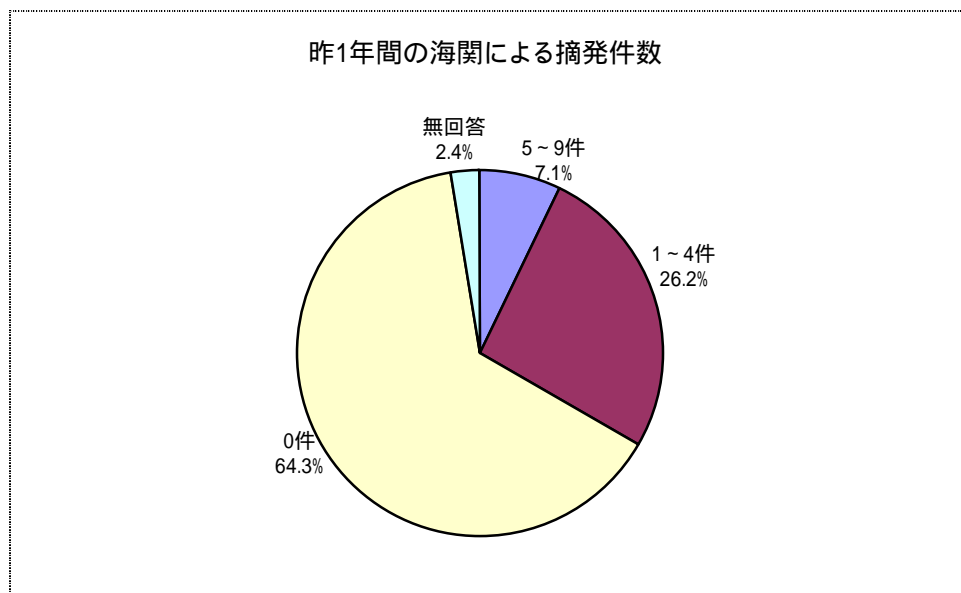
問 13 . 海関総署に登録している知的財産権（今回調査より新設）

海関総署へ登録している知的財産権は、商標権が 88.1%と圧倒的に多く、以下、意匠権 35.7%、特許権 9.5%となっている。



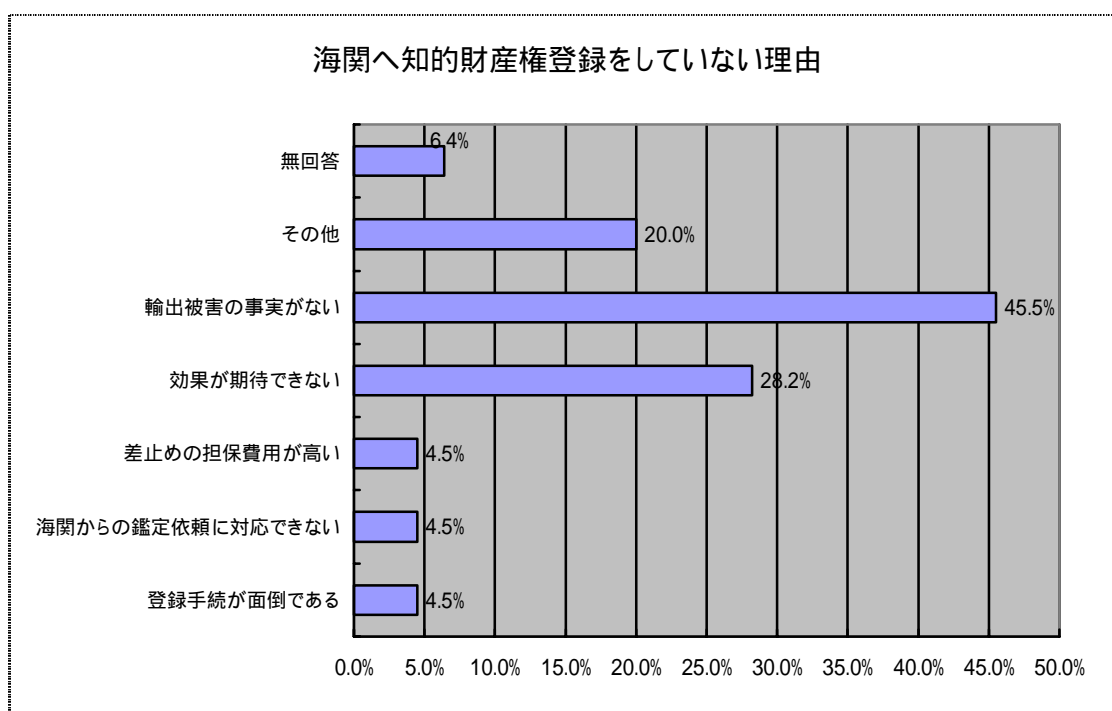
問 14 . 昨年 1 月から 12 月まで、海関による摘発件数（今回調査より新設）

海関による摘発・輸出差止め件数は、1～4 件が 26.2%、5～9 件が 7.1%であり、33.3%の企業が水際での差止めを経験している。海関による積極的な摘発が行われている傾向にあると言えよう。



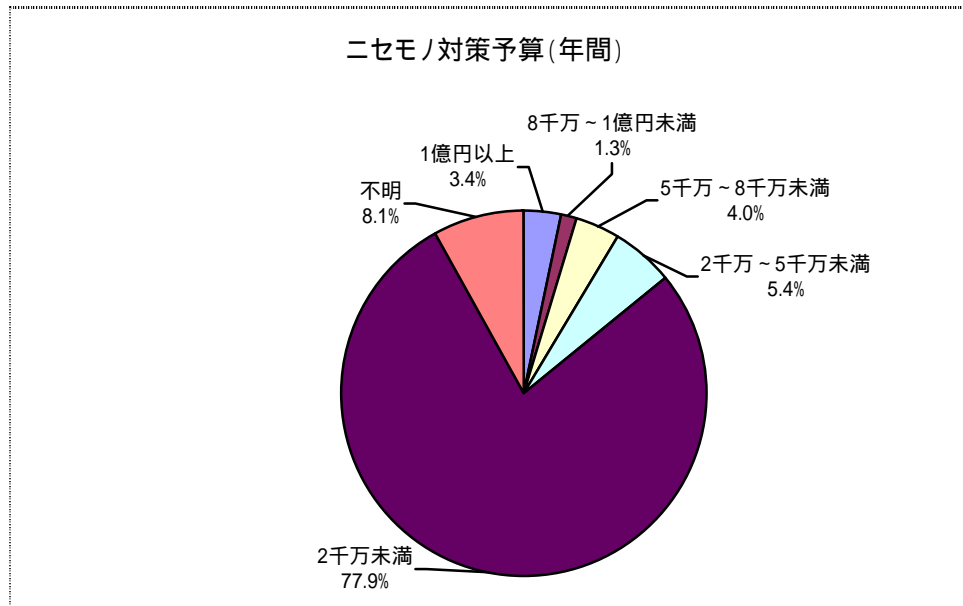
問 15 . 海関へ知的財産権登録をしていない理由（今回調査より新設）

「輸出被害は無い」を除き、「効果が期待できない」とする企業が 28.2%を占め圧倒的多数意見であるが、前問からもある程度の効果はあり、各企業の積極的な対応が期待される。



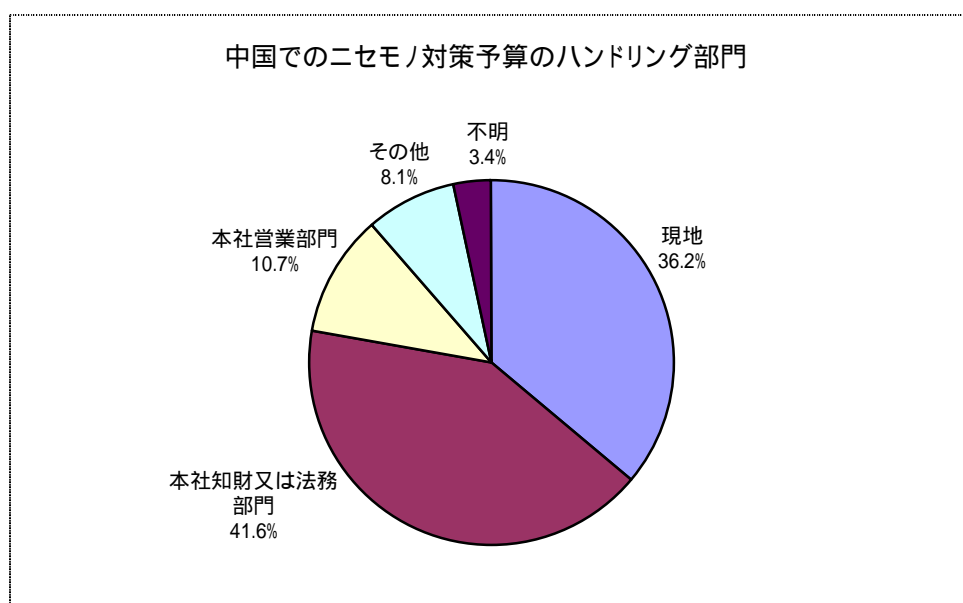
問 16 . ニセモノ対策予算

多くの欧米企業が億単位の規模でニセモノ対策に取り組んでいるのに対し、1億円以上を投じている日系企業はわずか3.4%（前回比0.7ポイント減）、2千万円未満とする企業が77.9%（同3.5ポイント減）と依然として圧倒的多数である。欧米企業が「金を厭わず断固として取締る」という姿勢を示しているのに対し、ニセモノ対策を費用対効果で判断する日系企業の傾向に変化が見られない。



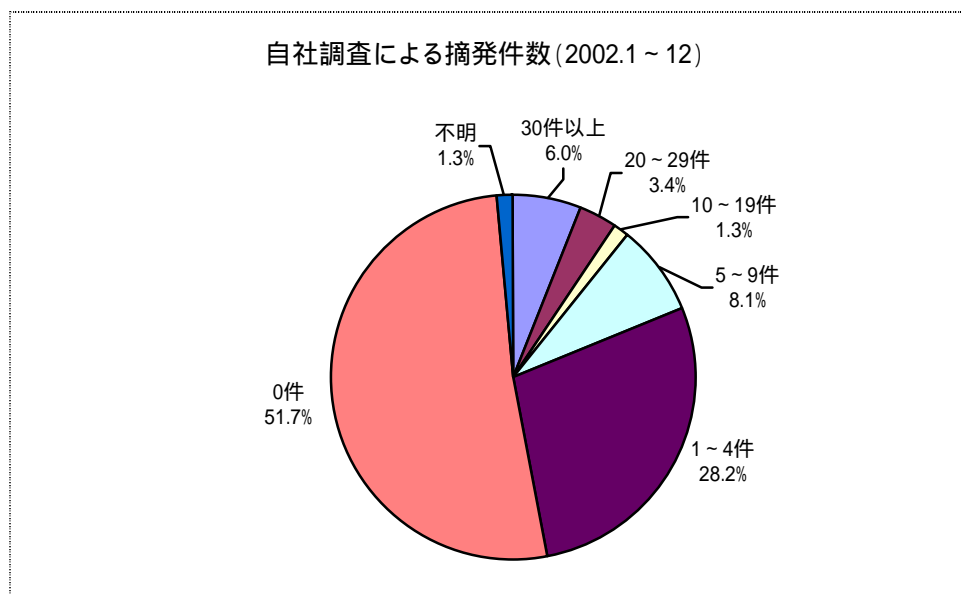
問 17 . 中国でのニセモノ対策予算のハンドリング部門（今回調査より新設）

現地に予算権限を委譲している企業は36.2%。半数を超える52.3%が本社管轄となっていることも、日系企業の対応の遅れの要因と言えるかもしれない。



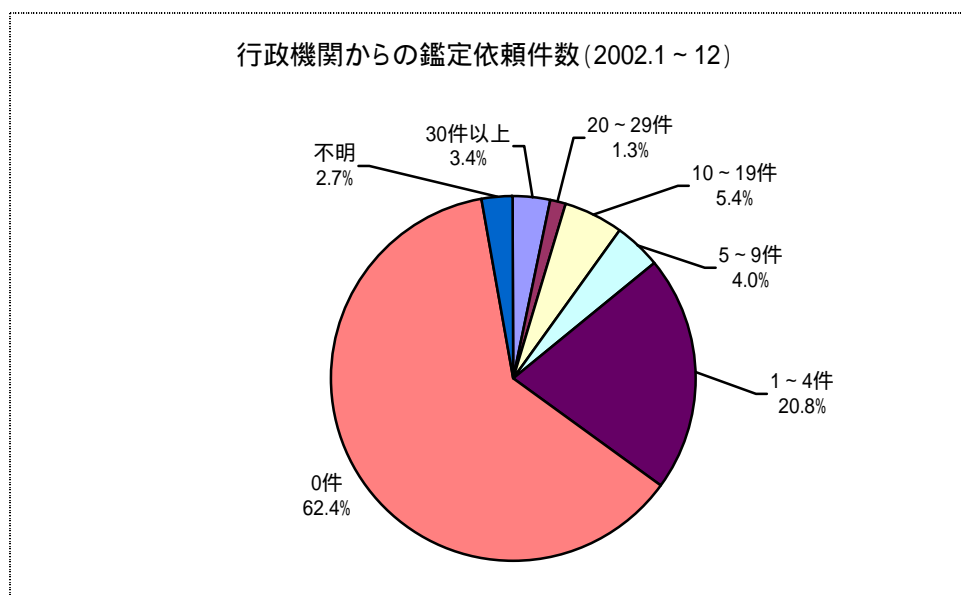
問 18．自社調査による年間摘発件数

昨年1年間に、自社調査に基づき10件以上摘発した企業は10.7%（前回比0.3ポイント増）。一方、0件は半数を超える51.7%。ニセモノ対策予算に比例するように、自社調査による摘発件数は、ニセモノが悪化しているという傾向にありながら、自発的な摘発行動は依然少ない。このことが、更なるニセモノの発生を生んでいるとは言えるのではないか。



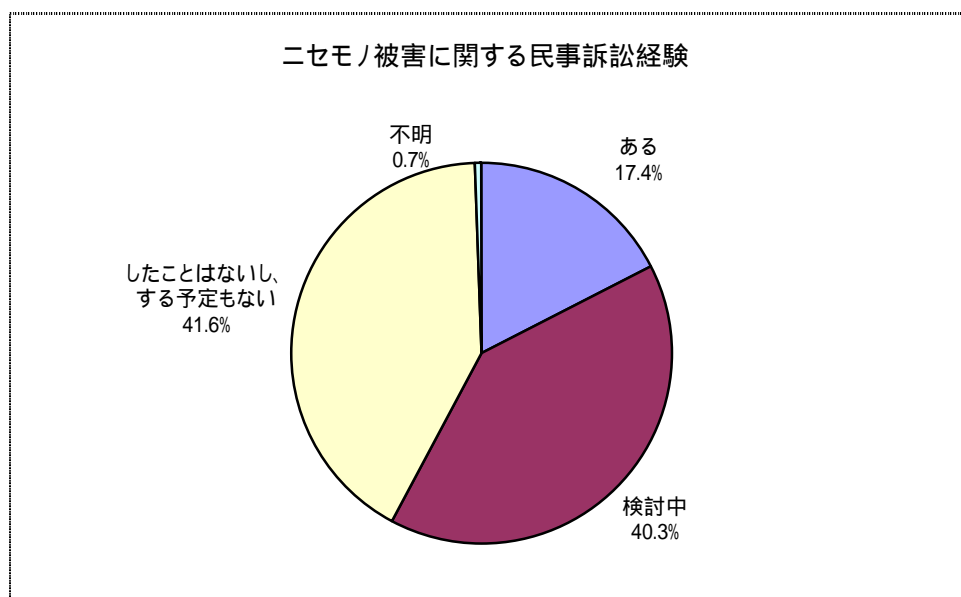
問 19．中国行政機関からの年間鑑定依頼件数

昨年1年間に、中国政府のニセモノ取締り担当機関からの鑑定依頼、すなわち行政機関による自らの摘発行動が10件以上あったとする企業数は日系企業自らが行った摘発件数とほぼ同数の10.1%（前回比0.3ポイント減）。0件とする企業が大多数62.4%（同3.2ポイント減）であるが、30件以上とする企業もあり（3.4%、同0.6ポイント増）行政側からすればやはり有名ブランドの特定企業や自発的に告発を行っている企業の取締りを行う傾向は、ある程度仕方がないと言えるかもしれない。



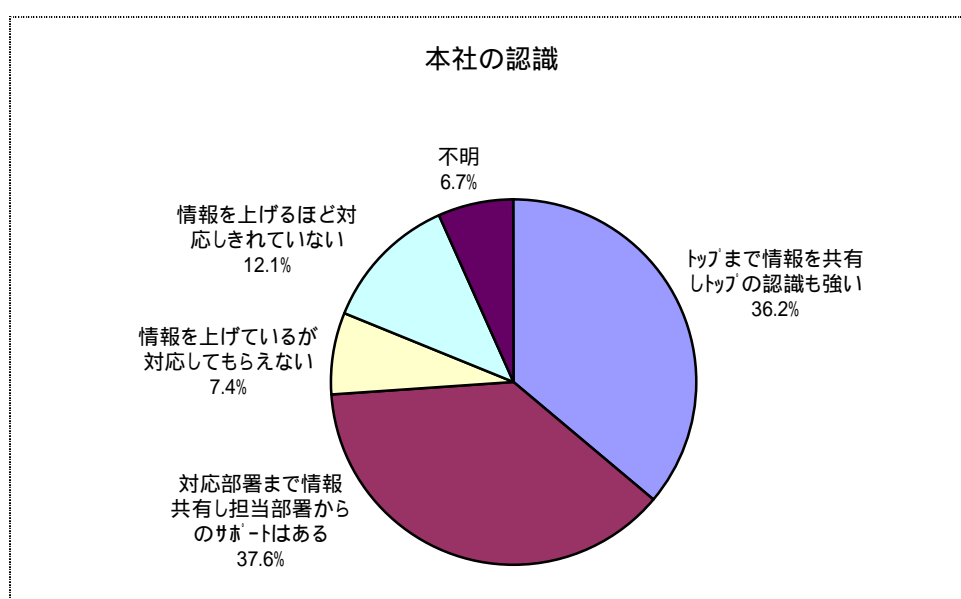
問 20 . ニセモノ被害に関する民事訴訟経験 (今回調査より新設)

行政による取締りとあわせて損害賠償等の民事訴訟を起こした経験のある企業は 17.4%、検討中は 40.3%。今後とも民事訴訟しないとする企業は 41.6%にもなる。



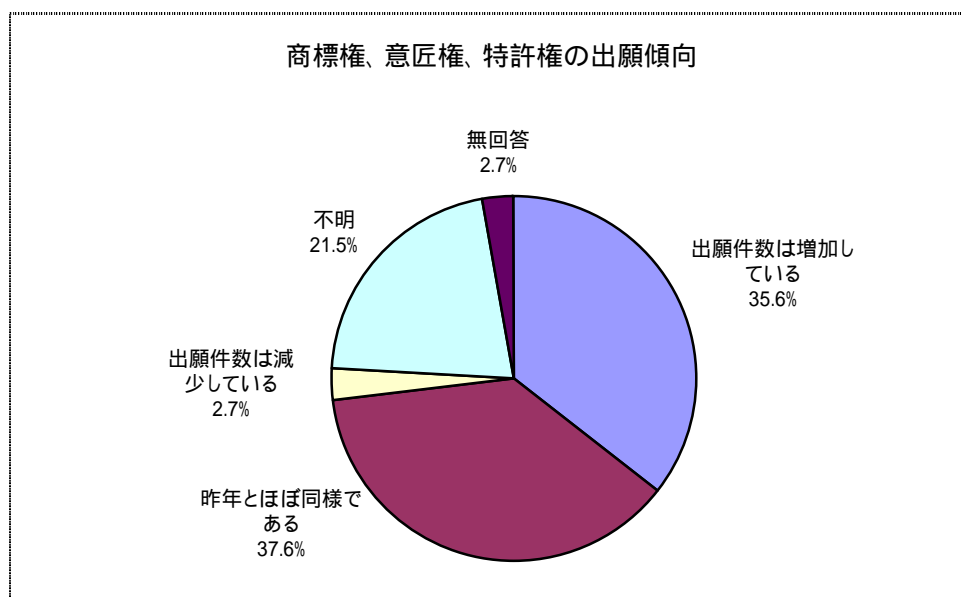
問 21 . 本社のニセモノ問題に対する認識度

「本社トップも強い認識を持っている」とする企業は 36.2%(前回比 5.4 ポイント増)、「情報を上げても対応してもらえない」(7.4%、同 2.4 ポイント減)、「現地で対応しきれていない」(12.1%、同 0.4 ポイント増)とする企業は合わせて 19.5%。前回調査より改善傾向にあるとは言え、トップ自らが指揮し命令を下す多くの欧米系企業と比べて、依然として本問題に関する日系企業経営陣の認識が必ずしも高いとは言い難い。



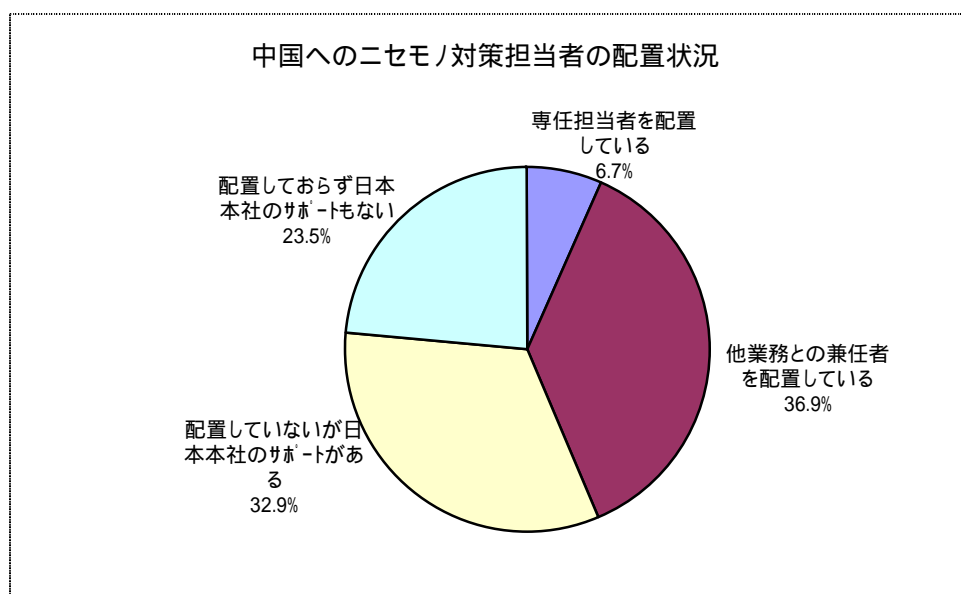
問 22 . 商標権、意匠権（デザイン）、特許権の出願傾向（今回調査より新設）

知的財産権侵害への対応策として最も必要な権利確保に関しては、35.6%の企業が出願増としているのに対し、現状維持及び減少は合わせて40.3%と出願増を上回っている。



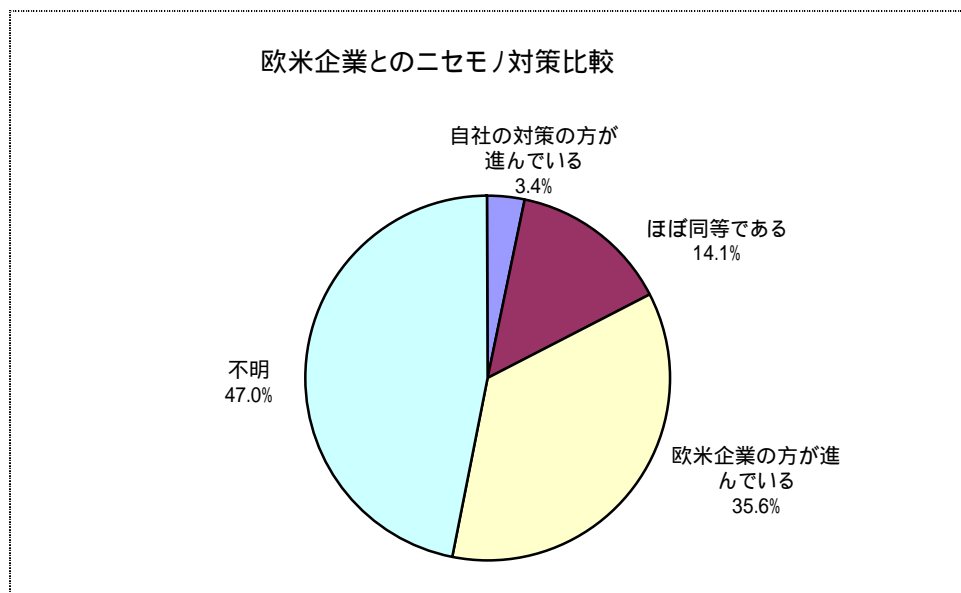
問 23 . 中国法人内へのニセモノ対策担当者の配置

専任担当者を配置している企業はわずか6.7%（前回比0.7ポイント増）兼務36.9%（同1.8ポイント減）と合わせても、依然として半数にも満たない。実務上、知的財産権対策は片手間にできる程の仕事ではなく、中国における日系企業の更なる取組み強化が必要であると言えるのではないだろうか。



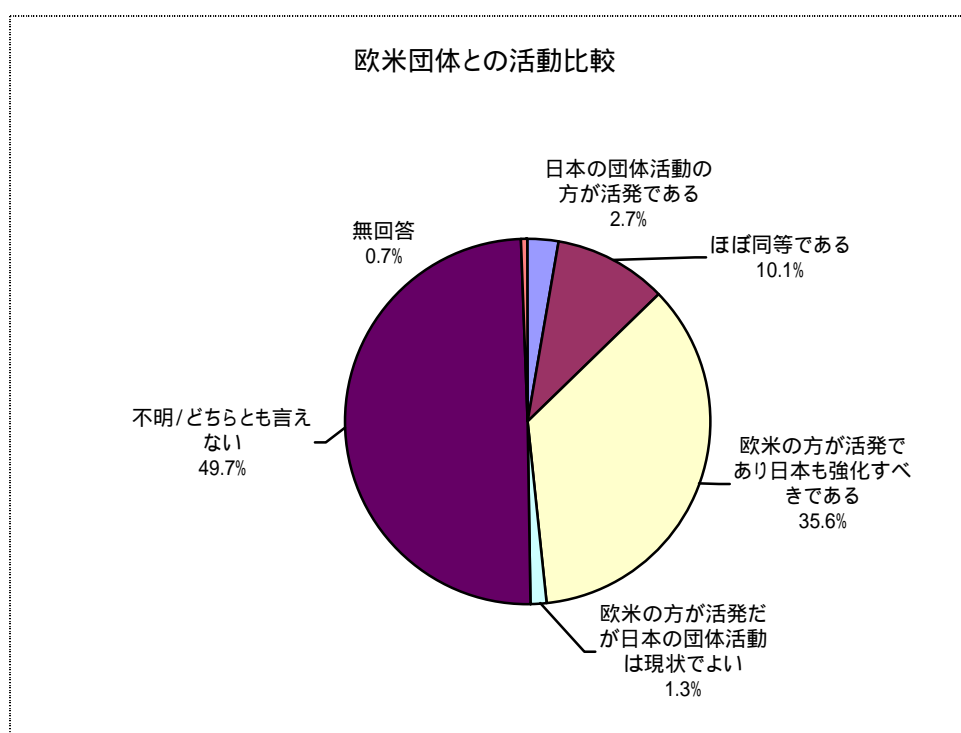
問 24 . 欧米系企業と自社とのニセモノ対策比較

欧米系企業と自社との比較判断についても、「自社の方が進んでいる」とする企業はわずか 3.4%（前回比 0.6 ポイント増）であり、35.6%（同 2.0 ポイント増）の企業は彼らの方が進んでいると認識している。一方、不明とする企業は 47.0%であり、ほとんど情報を得ていないことを示している。



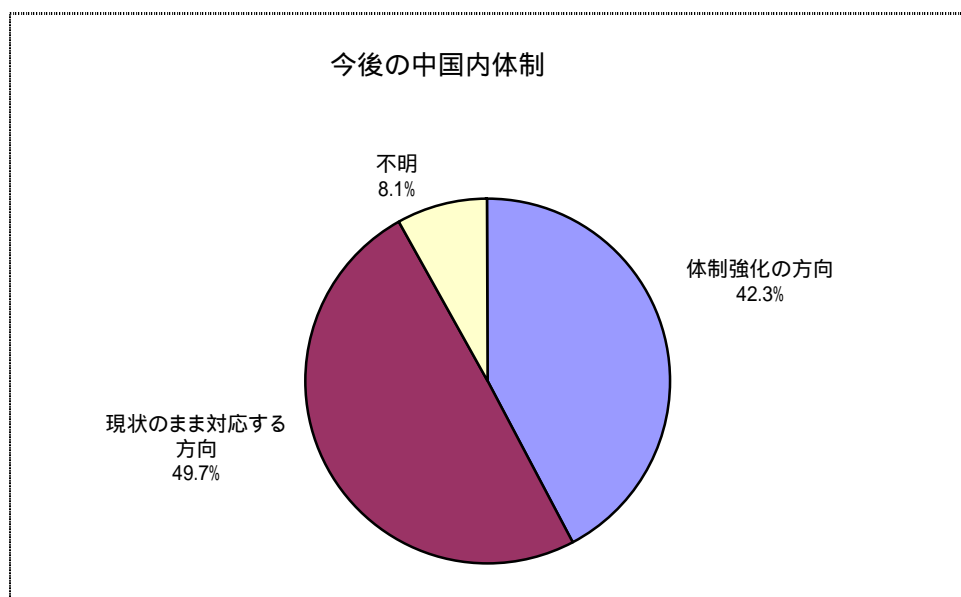
問 25 . 欧米系団体と日系団体との活動比較

団体活動についても、「日系団体の方が進んでいる」とする企業はわずか 2.7%（前回比 0.1 ポイント減）であり、36.9%（同 9.6 ポイント減）の企業が彼らの方が進んでいると認識している。



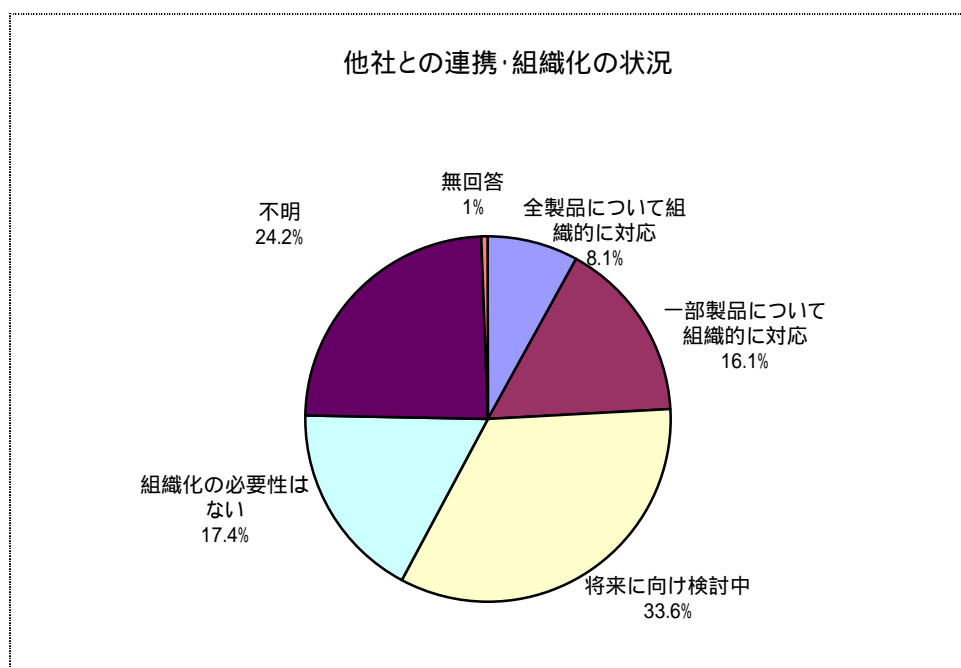
問 26 . 今後の社内体制

今後の現地体制については、「強化する」企業が 42.3%（前回比 1.7 ポイント減）であるのに対し、「現状のまま」とする企業は 49.7%（同 7.6 ポイント増）。問題意識はありながら、体制を強化する企業は半数にも満たない状況にある。



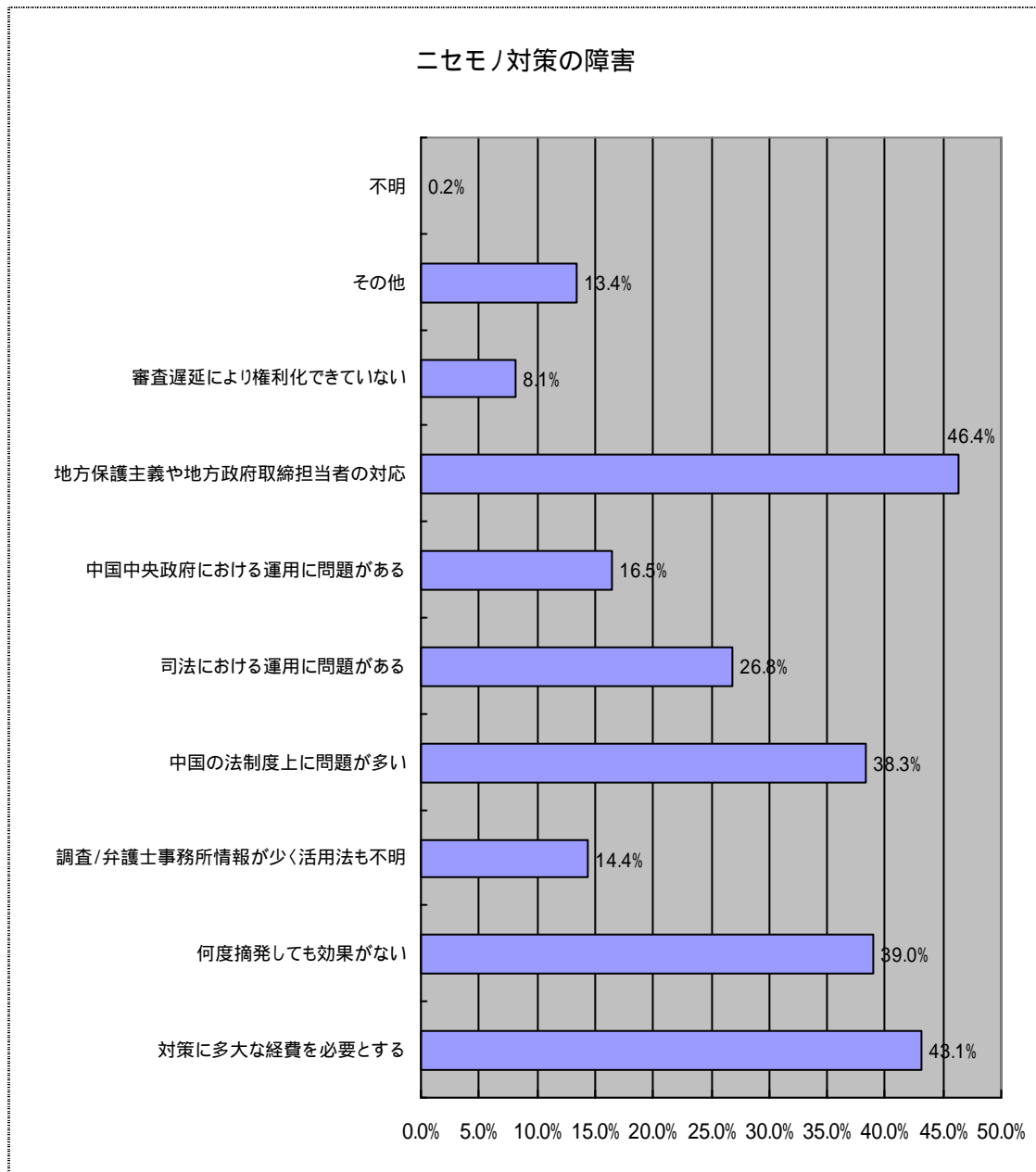
問 27 . 他社と組んだ組織的活動

他社との連携を図っている企業は 24.2%（前回比 4.0 ポイント増） 検討中は 33.6%（同 3.8%ポイント増）。多くのニセモノ業者は複数社の製品を同時に製造販売するケースも多く、組織的対応の効果は大きいと言われており、企業間連携は進展する傾向にある。



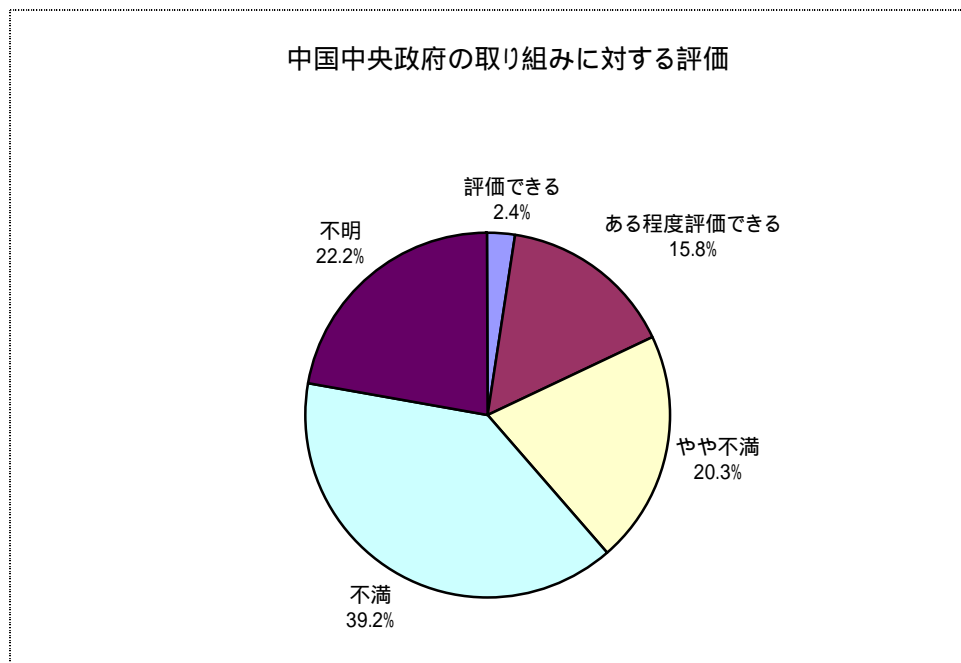
問 28 . ニセモノ対策の障害

ニセモノ対策の障害としては、「地方保護主義」が 46.4%(前回比%9.2 ポイント減)、「多大な費用を必要とする」が 43.1%(同 6.9 ポイント減)、「摘発の効果なし」が 39.0%(同 11.5 ポイント減)、「中国の法制度に問題」が 38.3%(同 1.0 ポイント減)、とする企業が多いが、いずれも前回調査より大きく下回っており、各種の障害は徐々に改善傾向にあると言える。



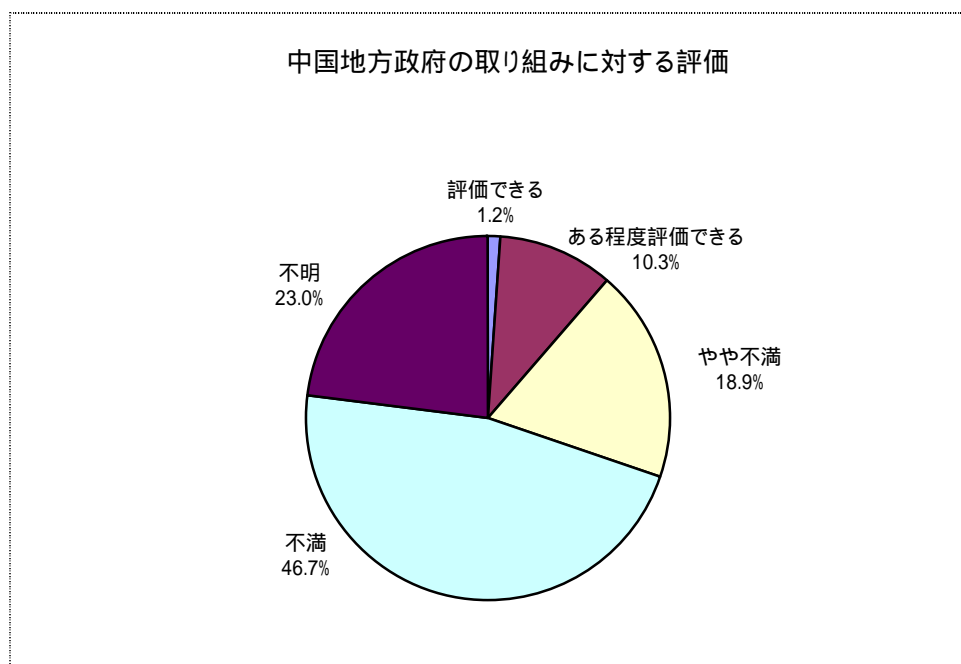
問 29 . 中国中央政府の二セモノ取締りに対する評価

中国中央政府の取組みを「評価できる」とする企業は2.4%(前回比0.7ポイント増)、「ある程度評価できる」15.8%(同5.3ポイント減)と合わせても、評価できるとする企業は18.2%(同4.6ポイント減)。一方、「不満」39.2%(同3.4ポイント減)、「やや不満」20.3%(同2.4ポイント増)を合わせると、不満は59.5%(同1.0ポイント減)、中央政府に対する評価も不満も、前回よりわずかながら減少。



問 30 . 中国地方政府の二セモノ取締りに対する評価

実際の取締りを行う地方政府については、「評価できる」とする企業は1.2%(前回比0.7ポイント増)、「ある程度評価できる」10.3%(同2.5ポイント減)、「不満」46.7%(同2.8ポイント減)、「やや不満」18.9%(同1.0ポイント増)を合わせると65.6%(同1.8ポイント減)。地方政府に対する不満は依然として大きい。



問 31 . 中国政府に対する日本政府の対応に対する評価

「評価できる」2.6% (前回比 2.0 ポイント増)、「ある程度評価」15.8%(同 6.2 ポイント増)を合わせ、評価できるとする企業は 18.4% (同 8.2 ポイント増)。これに対して、「不満」は 31.8% (同 17.2 ポイント減)、「やや不満」は 23.2% (同 2.8 ポイント減)。日本政府の取組みに関しては、前回に比べて大幅に評価が高まっている一方、依然として不満とする声が半数を超えている。

